明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（二四四）　二
○土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四五）　二
○土壌汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令（二四六）　二

〔省　令〕

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四五）　二
○一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（環境九）　三

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務四七五）　三
○日本国に帰化を許可する件（同四七六）　三
○航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件（外務五〇一）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とアゼルバイジャン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五〇二）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一四五五～一四六四）　五
○保安林の指定を解除する件（同一四六五）　七
○地すべり防止工事を直轄で施行する件（国土交通一〇七七）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁二七三～二七七）　七
○環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（環境三七）　八
○廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件（同三八）　八
○環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（同三九）　八
○浄化槽の型式の認定を更新した件（九州地方整備局一二一）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　財務省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示五）　一〇

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　一〇

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

押収物還付、建設業の許可の取消処分関係　三〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（政令第二四四号）（厚生労働省）

1　技能検定を行う職種について、着付けを追加し、スレート施工を廃止することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四五号）（環境省）

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二一年法律第二三号）（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二二年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二一年一〇月二三日とすることとした。

◇土壌汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令（政令第二四六号）（環境省）

一　土壌汚染対策法施行令の一部改正関係

要措置区域の指定に係る基準のうち、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれのある土地の基準について、新たに定めることとした。（第五条関係）

二　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地又は建物の売買等の際の宅地建物取引業者による重要事項の説明に係る規定について所要の整備を行うこととした。（第三条第一項関係）

三　この政令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年四月一日）から施行することとした。